平成２９年（フ）第１５０７号
札幌市東区東苗穂４条３丁目３番10―102号
債務者　水戸　友子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大町　英祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２３４号
埼玉県朝霞市栄町５丁目３番３号
債務者　八木澤久志
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２３５号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目14番31―302号
債務者　八木澤和正
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１９号
札幌市白石区菊水元町６条１丁目３番３―102号
債務者　秋田　裕希
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０７号
北海道苫小牧市緑町２丁目２番６号　リトルハウス１階左
債務者　長澤　　勇
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　邨山　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第６１号
北海道三笠市本町974番地11
債務者　岩谷　貞良
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西脇　崇晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１９１号
石川県野々市市菅原町２番８号　アゼル206号、従前の住所金沢市米泉町８丁目51番地
債務者　山本珈琲こと　山本　裕子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　渉太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０１号
富山県射水市作道240番地１、前住所富山県富山市安養寺395番地１
債務者　新日本エンタープライゼスこと　荒田　誠治
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１０８号
岐阜県羽島市正木町三ツ柳130番地１
債務者　杉谷　　学
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長屋　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１０５号
富山県小矢部市矢水町306番地12
債務者　中村　俊之
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村あずさ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
富山地方裁判所高岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６９３号
仙台市青葉区中山５丁目８番６号　コーポ福原201
債務者　高橋　將之
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５１号
秋田県能代市落合字綱割12番地37
債務者　石川　　廉（旧姓嶋津）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１０５号
沖縄県名護市大東２丁目９番22―301号　山川アパート
債務者　廣田美津子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２８号
茨城県つくば市高見原４丁目３番地25　ライフパレスつくば101号
債務者　大西　芳尋
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６８号
茨城県土浦市乙戸南２丁目４番９号　乙戸パークハイツ201号室
債務者　川南　卓也
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７７号
茨城県石岡市東石岡３丁目６番３―202号　新池台団地
債務者　青山　幹夫
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第４０４号
栃木県真岡市東光寺２丁目25番地１、前住所栃木県真岡市台町５番地６　パークハイツ205号
債務者　渡邊　江里（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係